



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

633	住持中左近両溜池土地改良区の役員の就退任	(農業農村整備課).....	1
634	有田川土地改良区の定款変更の認可	(").....	1
635	保安林予定森林	(森林整備課).....	1
636	保安林の指定施業要件変更予定	(").....	2
637	保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明	(").....	2
638	〃	(").....	3
639	道路の区域変更	(道路保全課).....	3
640	道路の供用開始	(").....	3
641	〃	(").....	4
642	和歌山県水上オートバイ航行の適正化に関する条例によるオートバイの乗り入れ又は航行を規制する水域の指定	(港湾空港振興課).....	4

告 示

和歌山県告示第633号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、住持中左近両溜池土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和6年6月18日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 退任した役員（令和6年1月12日退任）

職名 氏 名 住 所
監事 上田晃弘 岩出市西安上204番地

2 就任した役員（令和6年4月28日就任）

職名 氏 名 住 所
監事 高井勝幸 岩出市西安上106番地の1

和歌山県告示第634号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、有田川土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和6年6月18日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県告示第635号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年6月18日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 保安林予定森林の所在場所 有田郡有田川町大字大蔵字峠尻り39の1、45の1から45の3まで、46の1、46の3、48の3、56、57、58の1から58の3まで、59、字橋爪120の1、120の2（次の図に示す部分に限る。）、122の4、146・156の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、157の1、157の2、字炭屋谷445、445の2・449の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、449の2、449の3、字荒田591の1・592・593（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、594の1、594の2・594の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、598の3、599の1（次の図に示す部分に限る。）、字不動ノ尾605の2・605の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、607の1、607の3、字陰地609の1・628（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第636号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年6月18日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第637号

令和6年和歌山県告示第382号（以下「告示第382号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を日高川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和6年6月18日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 所在が不明である通知の相手方
森口好彦
友渕仲治
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第382号のとおり

和歌山県告示第638号

令和6年和歌山県告示第451号（以下「告示第451号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を新宮市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和6年6月18日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 所在が不明である通知の相手方
岡まみふ
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第451号のとおり

和歌山県告示第639号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年6月18日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 岩出海南線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
和歌山市平尾字小仙家220番4地 先から同市平尾字小仙家216番1 地先まで	旧	6.13 } 6.54	74.56	
同上	新	7.01 } 8.03	74.56	

和歌山県告示第640号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年6月18日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 岩出海南線

供用開始の区間 和歌山市平尾字小仙家220番4地先から同市平尾字小仙家216番1地先まで

供用開始の期日 令和6年6月18日

和歌山県告示第641号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年6月18日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 岩出海南線

供用開始の区間 和歌山市奥須佐字西ノ谷126番1地先から同市奥須佐字西ノ谷113番1地先まで

供用開始の期日 令和6年6月18日

和歌山県告示第642号

和歌山県水上オートバイ航行の適正化に関する条例（令和4年和歌山県条例第65号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、次の水域を水上オートバイの乗り入れ又は航行を規制する水域（以下「規制水域」という。）として指定し、令和6年6月30日から適用することとしたので、同条第7項の規定により告示する。

令和6年6月18日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 規制水域として指定した水域の名称

白良浜海水浴場規制水域

2 規制水域として指定した水域の範囲

白良浜海水浴場に隣接する水域のうち、別図に示す範囲

なお、別図は省略し、その図面を和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課及び西牟婁振興局建設部管理保全課に備え置いて縦覧に供する。